

本市外郭団体「財団法人横浜市体育協会」の「経営改革に関する方針」について

本市では、平成21年3月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題について審議を行っており、本年9月9日には、先行して審議を行っていた13団体についての提言をいただきました。

先日、提言をいただいた13団体のうち、12団体について、本市としての経営改革に関する方針を決定しましたので、このうち「財団法人横浜市体育協会」に関する方針についてご報告します。

1 横浜市外郭団体等経営改革委員会における審議状況

(1) 審議回数

3回（第1回（平成21年11月）・第2回（平成22年3月）・第3回（平成22年5月））

(2) 経営改革委員会からの提言内容

団体分類：「事業等の再整理が必要な団体」

（小分類：団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの。）

主な内容：① 団体の将来ビジョンとして、重点を置いていく事業を明確化すること。特に、スポーツ施設の管理・運営事業から、より公益性の高い事業分野へ、経営資源分配の重心を移行していくこと

② 役員および主要管理職ポストを中心として、求められる役割や必要とされる能力などを個別に精査し、組織運営と人材登用に関する施策を22年度中にとりまとめること。

特に、事業構成の見直しに対応できるよう、組織の柔軟性を高め、経営リスクの軽減を図ること。

2 経営改革に関する方針の概要

(1) 団体分類

「事業等の再整理が必要な団体」

方向性：団体の将来ビジョンとして、競技スポーツの推進、地域スポーツ支援、健康体力づくり等の事業分野の専門性・独自性を高めることで、団体の存在意義を高める。

(2) 具体的な取組内容（主なもの）

① 横浜市スポーツ振興基本計画の着実な達成に向け、スポーツ施策を実現するための中核となります。

② 市民大会等の競技スポーツの推進、地域が主体となったスポーツ活動の支援、健康体力づくり等の公益的事業の拡大を図ります。

③ 次期中期経営計画を策定し、収入増とコスト削減の具体的な取り組みを明確化します。

④ 23年度からの次期指定管理にあわせて変更が必要な組織運営と人材登用に関する施策を22年度中にとりまとめます。

3 今後のスケジュール（予定）

今後、「具体的な取組内容」に基づき、市と団体の共通の経営目標となる「次期協約（期間：平成23～25年度）」の策定に向け、団体と協約項目や目標値（数値目標等）、スケジュールなどの協議を進めます。

なお、次期協約は、本年度末を目処に策定します。

4 参考

横浜市外郭団体等経営改革委員会について

(1) 委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営改革委員会設置要綱
委 員	大野 功一 (関東学院大学学長 (経済学部教授)) 【委員長】
	遠藤 淳子 (遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士)
	岡村 勝義 (神奈川大学 経済学部教授)
	丸山 康幸 (フェニックス・シーガイア・リゾート株式会社 取締役会長)
	山本 安志 (山本安志法律事務所 弁護士)
役 割	1 経営改革に関する方針の検討及び提言に関すること 2 経営改善行動計画、協約の策定に関すること 3 経営改善行動計画、協約の達成状況評価に関すること

(2) 審議対象団体

時限設置団体などを除く全外郭団体及び(財)横浜市道路建設事業団 (40団体)

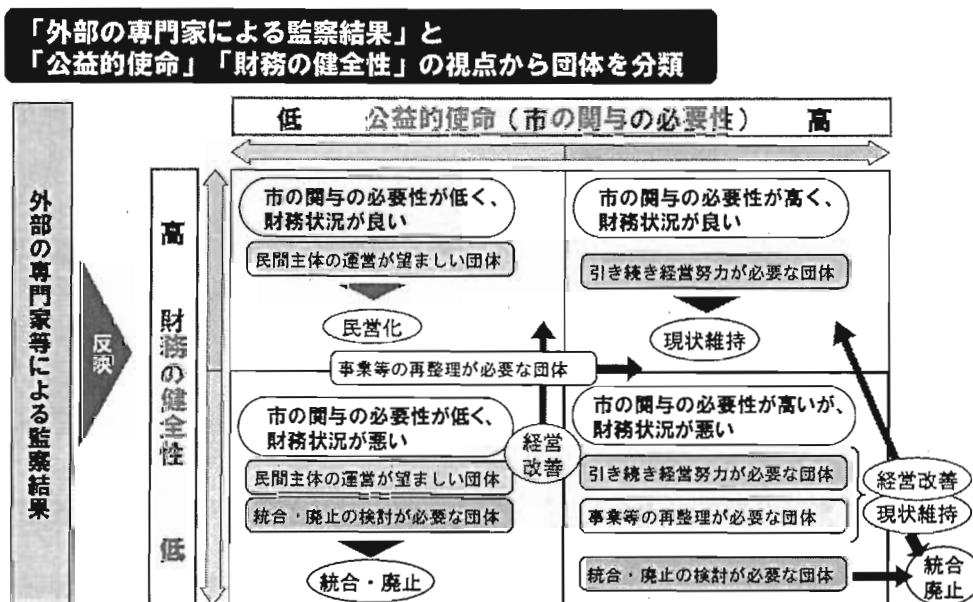
※ 市の損失補償が設定されている借入金がある団体のうち、経営状況が比較的厳しいとされる団体や、累積損失を計上する株式会社等の13団体について、先行して審議を行いました。

(3) 団体分類

団体分類は、以下の4つの分類から、団体ごとに決定しています。

- ①廃止の検討が必要な団体
- ②民間主体の運営が望ましい団体
- ③事業等の再整理が必要な団体
- ④引き続き経営努力が必要な団体

団体の分類（イメージ図）



5 資料

- (1) 「経営改革に関する方針」(財団法人横浜市体育協会部分)
- (2) 横浜市外郭団体等経営改革委員会からの提言 (財団法人横浜市体育協会部分)

財団法人横浜市体育協会

団体概要（平成22年7月1日現在）			
所在地	横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル	設立	昭和61年9月1日
基本金	121,650 千円 (うち本市出資額・割合)	75,000 千円	61.7%
市所管課	市民局 スポーツ振興課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ人材やスポーツ団体の育成、イベント開催、情報提供等による、スポーツの推進 ・健康づくりや子どもの体力向上を目的とした地域での運動・スポーツ活動の支援 ・スポーツ施設の管理運営 		
市が期待する役割	横浜市民の体育・スポーツを振興し、もって横浜市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること（現協約記載と同じ）。		

方針	事業等の再整理が必要な団体	(協約を締結する・しない)		
	団体の将来ビジョンとして、競技スポーツの推進、地域スポーツ支援、健康体力づくり等の事業分野の専門性・独自性を高めることで、団体の存在意義を高める。			
<p>競技スポーツの推進、地域スポーツ支援、健康体力づくり等の事業は高い公益性が認められることから、これらの事業分野の専門性・独自性を高めることで、団体の存在意義が高まると考えられます。</p> <p>また、ポストの改廃、固有職員からの人材登用なども検討し、ポストに求められる人材の計画的育成を進めます。なお、23年度からの次期指定管理にあわせて変更が必要となる組織運営と人材登用に関する施策については、22年度中にとりまとめます。</p>				
<p>【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】</p> <p>事業等の再整理が必要な団体</p> <p>団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの</p>				
具体的な取組	① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市スポーツ振興基本計画の着実な達成に向け、スポーツ施策を実現するための中核となります。 ・ 市民大会等の競技スポーツの推進、地域が主体となったスポーツ活動の支援、健康体力づくり等の公益的事業の拡大を図ります。 ・ 多くの市民に利用していただけるよう施設のサービス向上や、教室事業、地域貢献事業等の拡大を図り、施設の価値を高めます。 		
	② 財務改善（市の財政支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中期経営計画を策定し、収入増とコスト削減の具体的な取組を明確にします。 ・ 事業構造の再構築により自主財源確保のスキームを確立し、市の負担額を軽減します。 		
	③ 人事組織（市の人的支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23年度からの次期指定管理にあわせて変更が必要な組織運営と人材登用に関する施策を22年度中にとりまとめます。 ・ 団体と協議の上、役員報酬額等の情報公開を進めます。 		
団体と協議の上確定 協約項目目録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市民へのスポーツ情報提供力を強化による、スポーツ情報サイト等の利用件数の増加：25年度700万件（21年度実績：6,309,305件、約10%増） ・ 体育協会主催・共催の大会や教室事業等における参加者の増加：25年度1000万人（21年度実績：9,382,142人、6%増） ・ 収入に占める自主財源比率を高め、市の負担割合を減少：25年度 43%（21年度実績：45%、2ポイント減） 			

スケジュール	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	23年度からの次期指定管理に伴う事業構造の再構築	→			
	中期経営計画の策定	→	取組実施		
	人事組織の計画策定	→	情報公開及び 固有職員の管理職登用	→	役員への登用 (28年度)

団体ごとの経営改革に関する提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

財団法人横浜市体育協会

団体概要

(平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル	(TEL)	640-0011
URL	http://www.yspc.or.jp/ysa	設立	昭和61年9月1日
代表者	会長 山口 宏	(平成22年4月1日 就任)
資本金	121,650 千円 (うち本市出資額・割合	75,000 千円	61.7 %)
主務官庁	神奈川県教育委員会教育局行政課		
市所管課	市民局スポーツ振興課		
設立目的	横浜市民の体育・スポーツを振興し、もって横浜市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。		

提 言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	事業等の再整理が必要な団体
	〔小分類：団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの。〕
※次期協約期間（平成23年度から平成25年度まで）	
経営改革の方向性 ①	
団体の将来ビジョンとして、重点を置いていく事業を明確化すること。特に、スポーツ施設の管理・運営事業から、より公益性の高い事業分野へ、経営資源配分の重心を移行していくこと。	
【補足または条件・整備すべき環境】	
・ 競技スポーツの推進、地域スポーツ支援、健全体力づくり等の事業は、市民の生涯スポーツ振興を図るために市が期待する公益的使命の中心をなす事業として、高い公益性が認められる。 ・ 指定管理によるスポーツ施設の管理・運営事業については、民間事業者の参入意欲が高いため、事業者の選定にあたっては、所管局は、市民サービスの向上に向け、事業者から積極的な提案を引き出していくこと。	
経営改革の方向性 ②	
役員および主要管理職ポストを中心として、求められる役割や必要とされる能力などを個別に精査し、組織運営と人材登用に関する施策を22年度中にとりまとめること。 特に、事業構成の見直しに対応できるよう、組織の柔軟性を高め、経営リスクの軽減を図ること。	
【施策の検討にあたっての考え方】	
・ ポストの改廃についても検討の対象とする。 ・ 固有職員や外部専門家など、広い範囲から人材を求める選択肢を検討する。 ・ ポストに求められる人物像に合わせ、計画的に人材育成を進める。	

～ 委員会における主な参考意見 ～

● 方向性①関連

- ・ 競技スポーツの推進、地域スポーツ支援、健康体力づくり等の事業については、高い公益性が認められる。これらの事業分野で、専門性・独自性を高め、特化していくことが、団体の存在価値を高めることにつながると考えられる。
- ・ 民間事業者が、横浜市の体育施設の管理運営受託を企業価値を高める方策と捉え、他の部門で収益を上げることで、公的施設の管理を安価に受託するとすれば、利用者や納税者の立場からは望ましいことである。
- ・ 事業成果の測定については、業界全体や、周辺施設の状況、競合する民間事業者の動向に十分留意し、外的要因と経営努力による要因を区別して分析を行うべきである。